

## 技術的な助言の要旨と見直し等の案について

## 第1 技術的な助言が提供された背景

情報通信技術の飛躍的な進展によってビッグデータの収集・分析が可能となり、こうした技術によるパーソナルデータの利活用が新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されており、その利活用を適正に進めていくことが官民を通じた重要な課題となっているが、その利活用については、制度上又は社会的に許容されるのか不明確な点が生じ、躊躇が生じていました。

こうした状況を背景として、民間部門について、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月に公布され、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)が改正されました。

そして、これに続き、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、国の行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報を加工して非識別加工情報を作成し、民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するため、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が平成28年5月に公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)が改正され、平成28年12月には、インターネット等を通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与するため、官民データ活用推進基本法が公布・施行されました。

個人情報保護条例については、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)等において、行個法の改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しの円滑な検討に資するよう、国は必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとされ、これを受けて平成28年9月に総務省が設置した地方公共団体が保有するパー

ソナルデータに関する検討会において、条例の見直しの方向性が検討され、平成29年5月にその検討結果が「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」として取りまとめられました。

今回の技術的な助言は、その報告書の内容を踏まえ、個人情報の保護を図りつつ、その適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく観点から、技術的な助言に留意の上、保有する個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講じるよう依頼するために提供されたものです。

## 第2 技術的な助言と見直し等の案

### 1 個人情報の定義の明確化等

#### (1) 個人情報の定義の明確化

**技術的な助言** 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

また、個人識別符号の定義については、個人情報法及び行個法と同じ定義にすることが適当である。

**見直し等の案** 指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正する。

また、個人識別符号の定義については、個人情報法及び行個法と同じものにする。

#### (2) 他の情報との照合

**技術的な助言** 行個法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当である。

**見直し等の案** 照合の容易性を要件とせず、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む現行の取扱いを継続する。

#### (3) 死者に関する情報

**技術的な助言** 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、死者に関する情報の取扱いについては、行個法の趣旨

を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

**見直し等の案** 死者に係る個人情報を保護の対象とする現行の取扱いを継続する。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

### (1) 要配慮個人情報の定義

**技術的な助言** 地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、要配慮個人情報の定義を設けることが適当である。

また、要配慮個人情報の定義には、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

**見直し等の案** 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にするため、要配慮個人情報の定義を設ける。

なお、要配慮個人情報の定義については、条例において既に、原則取り扱ってはならない個人情報として、「思想」「信条及び宗教」「人種及び民族」「犯罪歴」「前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項」が規定されていることから、行個法において要配慮個人情報として規定されているもののうち、条例に規定されていないものを加える方法で改正する。

### (2) 個人情報ファイル簿等への記載

**技術的な助言** 個人情報ファイル簿等（個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等のことをいう。以下同じ。）に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

**見直し等の案** 思想、信条等の個人情報の取扱いを個人情報取扱事務登録簿に記載する現行の取扱いを継続し、個人情報取扱事務登録簿の記載欄を条例改正の内容に合わせて改める。

### (3) 要配慮個人情報の収集制限

**技術的な助言** 要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲を

含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。

**見直し等の案** 要配慮個人情報とは原則取り扱ってはならないという現行の取扱いを継続する。

### 3 非識別加工情報の仕組みの導入

#### (1) 基本的な考え方

**技術的な助言** 官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。

また、非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当であり、加工の基準を定める際には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号)第 11 条に定める基準によることが適当である。

**見直し等の案** 非識別加工情報の仕組みの導入については、平成 29 年 6 月 9 日に次のことが閣議決定されており、後日、法改正等の措置が講じられる可能性があることから、法改正等の措置や県内自治体の動向等が明らかになるまで見送る。

なお、非識別加工情報の定義、加工の基準等については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて寒川町個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問する。

ア 地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る

イ 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換を早急に設ける

ウ 地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創

出を促すための取り組みを行う

(2) 個人情報保護審議会等の役割等

**技術的な助言** 適切な加工及び安全確保措置を講じることの重要性に鑑み、地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護に関する審議会等の附属機関（以下「個人情報保護審議会等」という。）に諮問し、意見を聴くことが適当である。

**見直し等の案** 非識別加工情報の加工及び安全確保措置の基準等の制定、その取扱いに対する監視・監督を行う機関の設置及び提案審査時における有識者の活用については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

(3) 個人情報ファイル簿の作成・公表

**技術的な助言** 個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるよう、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当である。

**見直し等の案** 個人情報ファイル簿は、非識別加工情報の仕組みを導入する際に作成し、公表する。

なお、個人情報ファイル簿については、今後、個人情報取扱事務登録簿の廃止、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の併用のいずれにするか、様式、運用方法等について検討し、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

(4) 非識別加工情報の作成対象情報

**技術的な助言** 行政機関の保有する情報の公開に関する法律と情報公開条例で不開示情報の範囲が異なる場合には、個人情報保護条例において、非識別加工情報の作成対象情報の範囲が狭くならないよう、情報公開条例の不開示情報の中に、非識別加工情報の作成対象とすべきものがないか、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら適切に判断する必要がある。

**見直し等の案** 非識別加工情報の作成対象から除外する保有個人情報については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

なお、非識別加工情報の作成対象から除外する保有個人情報の決定に当たっては、非識別加工情報の作成対象情報の範囲が国のものよりも狭くならないようにする。

(5) 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入

**技術的な助言** 個人情報ファイル簿の作成を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、個人情報取扱事務登録簿により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。

また、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、提案の審査時に当該判断を行うことも考えられる。

**見直し等の案** (1)、(3)及び(4)のとおりとする。

(6) 他の地方公共団体における非識別加工情報の利用に関する契約の解除

**技術的な助言** 地方公共団体においては、自らの団体に加え、他の地方公共団体の条例の規定により非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者についても、非識別加工情報の提案をできないこととすることが適当である。

**見直し等の案** 非識別加工情報の提案をできる者の範囲については、今後、検討を進め、非識別加工情報の仕組みの導入決定後、改めて審議会に諮問する。

4 罰則について

**技術的な助言** 行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに設けることが適当である。

**見直し等の案** 個人情報の不正な提供等に関する罰則については、既に定めているため、現時点での見直しは必要ないが、非識別加工情報の仕組みを導入する際に、非識別加工情報等の取扱いの委託業務に従事している者又は従事していた者の不正な提供等を加える必要がある。

## 5 オンライン結合制限

**技術的な助言** オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。

**見直し等の案** 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供ができないという現行の取扱いは変更しない。ただし、審議会への諮問については、オンライン結合による提供が法令で義務付けられている場合、本人の同意がある場合、緊急の場合など、諮問の実益がなかったり、その暇がなかったりするときに、諮問を省略することができるよう、次のいずれかに該当する場合は、審議会への諮問を省略できることとする。

- ・ 法令等の規定に基づき提供するとき。
- ・ 本人の同意に基づき提供するとき。
- ・ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

## 6 地方独立行政法人に係る取扱い

**技術的な助言** 地方独立行政法人の個人情報に係る取扱いについても、その設立に係る同法人の性格及び業務内容に応じ、各地方公共団体が制定する個人情報保護条例において所要の規定を整備する等、適切に対応する必要がある。

**見直し等の案** 現在は、地方独立行政法人を設立していないため、地方独立行政法人の個人情報に係る取扱いについては、規定しないが、地方独立行政法人を設立することとなったとき検討する。